

公益財団法人環日本海経済研究所における研究活動に関係する不正行為に対する取扱要綱

平成 28 年 3 月 1 日制定

(趣旨・目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人環日本海経済研究所（以下「財団」という。）における研究活動に関係する不正行為を防止し、不正行為に対する必要な措置等について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 研究活動に関係する不正行為

ア 故意若しくは重大な過失による研究資金（競争的資金を含む、以下同じ）の他の用途への使用又は研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用。

イ 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に掲げる行為。

（ア）ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

（イ）改ざん 研究資料等の変更を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

（ウ）盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

ウ 上記以外の研究活動に関係する不適正な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

(2) 研究者等

財団に雇用されて研究活動に従事している者及び財団の施設や設備を利用して研究に携わる者。

(研究者等の責務)

第 3 条 研究者等は、研究活動に関係する不正行為やその他の不適正な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

(不正防止のための体制)

第 4 条 財団における不正防止のための体制は、代表理事が別に定める。

(受付窓口)

第 5 条 研究活動に関係する不正行為に関する告発等を受け付ける窓口を総務部に設ける。

(告発等の取扱い)

第 6 条 告発は、受付窓口に対する電話、電子メール、ファックス、文書（別記様式 1）又は口頭によるものとする。

(告発の相談)

第 7 条 研究活動に関係する不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続に

ついて疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

(告発窓口の職員の義務)

第8条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

(秘密保護義務)

第9条 この要綱に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

(告発者の保護)

第10条 代表理事は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 財団に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いを一切してはならない。

(被告発者の保護)

第11条 財団に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(悪意に基づく告発)

第12条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本要綱において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

(予備調査委員会)

第13条 代表理事は、第6条に基づく告発を受け付けたときは、速やかに、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的合理的理由に論理性があるかなど、告発内容の合理性、調査可能性等について調査するため、予備調査委員会を設置し、予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は、代表理事が指名する3名の委員により構成するものとし、委員長は委員の互選によるものとする。

3 予備調査委員会は、告発を受け付けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を代表理事に報告し、代表理事は、予備調査結果を踏まえ、速やかに本調査を行うか否かを決定するものとする。

4 予備調査の結果、告発された案件が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。

5 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。

6 代表理事は、本調査を実施することを決定したときは関係省庁等に、本調査を行う旨を報告するものとする。

7 本調査の実施に際しては、調査方針、調査対象及び方法等について、資金配分機関に報告、協議しなければならないものとする。

(本調査委員会)

第14条 前条第4項の規定に基づき本調査を行うことが決定された場合、代表理事は本調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員の半数は、財団に属さない外部有識者でなければならない。

- 3 委員会は、予備調査委員会委員3名及び代表理事が委嘱する外部有識者3名の委員（以下「委員」という。）をもって構成する。
- 4 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 委員の任期は、当該事案に関する委員会の任務が終了するまでとする。ただし、事故等により、委員が職務を遂行できなくなった場合には、第3項の規定に基づき速やかに補充する。
- 6 委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に本調査を開始するものとする。

（委員会の運営等）

第15条 委員会の運営は、以下に基づいて行う。

- (1) 委員会の委員長は、委員の互選により選出する。委員長に事故等あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。
 - (2) 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - (3) 委員会は、委員の3分の2以上が出席をしなければ、議事を開き議決することができない。
 - (4) 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 2 調査は、以下の手続きによるものとする。
- (1) 委員会は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。
 - (2) 委員会は、必要に応じて外部の専門家の意見を求めることができる。
 - (3) 委員会は、本調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、当該資金配分機関等に報告するものとする。
 - (4) 委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の資金配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

（調査に当たっての注意事項）

第16条 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏れることのないよう十分配慮する。

（不正行為の疑惑への説明責任）

第17条 委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関係する不正行為の疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的かつ適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

（認定）

- 第18条 委員会は、本調査の開始後150日以内に調査した内容をまとめ、被告発者の弁明、調査によって得られた科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。
- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して代表理事に申し出て、その承認を得るものとする。
 - 3 委員会は、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者と

その関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 4 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 委員会は、認定が終了したときは、報告書を作成し、直ちに代表理事に報告しなければならない。
- 6 代表理事は、速やかに、告発者及び被告発者に当該調査結果を通知する。
- 7 代表理事は、前項の通知に加えて、調査結果を関係省庁等に報告するものとする。

(不服申立て、再調査)

- 第 19 条 不正行為と認定された被告発者は、調査結果が通知された日から 14 日以内に、不服申立てをすることができる(別記様式 2)。
- 2 不服申立ての審査は委員会が行う。委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを決定する。
 - 3 委員会は、再調査を決定した場合には、直ちに代表理事に報告する。代表理事は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 4 委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を代表理事に報告するものとする。
 - 5 代表理事は、第 3 項又は第 4 項の報告に基づき、速やかに告発者、被告発者に通知するものとする。また、関係省庁等に報告する。

(調査結果への対応)

- 第 20 条 代表理事は、研究活動に関係する不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 2 代表理事は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(本調査中における一時的措置)

- 第 21 条 代表理事は、本調査を行うことを決定したときから委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究資金の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 代表理事は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究資金の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究資金の使用中止)

- 第 22 条 代表理事は、研究活動に関係する不正行為に関与したと認定された者に対して、直ちに研究資金の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第 23 条 代表理事は、被認定者に対して、研究活動に関係する不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して 14 日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を代表理事に行わなければならない。
 - 3 代表理事は、被認定者が第 1 項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

る。

(措置の解除等)

第 24 条 代表理事は、研究活動に関係する不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究資金の支出停止等の措置を解除するものとする。

2 代表理事は、研究活動に関係する不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第 25 条 代表理事は、本調査の結果、研究活動に関係する不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動に関係する不正行為に関与した者に対して、法令、職員就業規則その他財団関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 代表理事は、前項の処分が課されたときは、関係省庁等に対して、その処分の内容等を通知するものとする。

(是正措置等)

第 26 条 委員会は、本調査の結果、研究活動に関係する不正行為が行われたものと認定された場合には、代表理事に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他の必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。

2 代表理事は、前項の勧告に基づき、関係する責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、財団全体における是正措置等をとるものとする。

3 代表理事は、第 2 項に基づいてとった是正措置等の内容を関係省庁等に対して報告するものとする。

4 代表理事は、正当な事由がある場合を除き、関係省庁等の求めによる資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(事務)

第 27 条 予備調査委員会及び本調査委員会に係る事務は、総務部において処理する。

(補則)

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会等の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

平成 年 月 日

申 立 書

公益財団法人環日本海経済研究所
代表理事 様

所属
氏名 印
連絡先

公益財団法人環日本海経済における研究活動に関係する不正行為に対する取扱要綱第 6 条の規定に基づき、下記の研究活動に関係する不正行為について、申し立てを行います。

記

- 1 被申立者の所属、氏名
所属
氏名
- 2 研究活動に関係する不正行為の具体的な内容と根拠
(研究資金の使用等、ねつ造、改ざん、盗用等の別)

(対象となる研究成果物の特定など)

平成 年 月 日

不 服 申 立 書

公益財団法人環日本海経済研究所
代表理事 様

所属
氏名 印
連絡先

公益財団法人環日本海経済研究所における研究活動に関係する不正行為に対する取扱要綱第 19 条第 1 項の規定に基づき、平成 年 月 日付けで通知のありました調査結果について、下記のとおり不服を申し立てます。

記

1 不服申立てに係る箇所

2 不服申立ての理由